

事業者応援補助金

業種ごとに作成されている感染症拡大予防ガイドラインに沿って「新しい生活様式」に対応した感染防止対策を実践する事業者に対し、岡山県補助金への上乗せ補助金を交付します。

- 業種ごとのガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組に要した経費が対象
- 県補助金と市上乗せ補助金の併用により、補助額最大30万円
(県補助金10万円+市上乗せ補助金20万円)
- 市上乗せ補助金の交付を受けるには、県補助金の申請・交付決定が必要
- 受付期間は令和2年9月1日から令和3年2月5日まで **延長しました**



業種ごとのガイドラインや、県・市補助金の詳細は、市ホームページでご確認ください。

対象経費

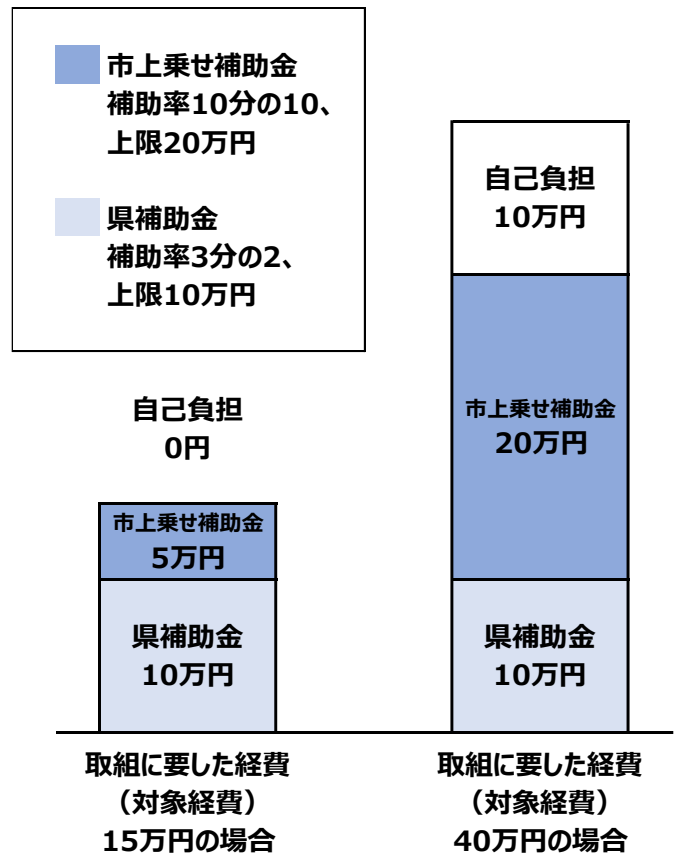
取組に要する経費のうち、令和2年4月1日から令和3年1月31日までに支払い及び納品が完了しているもの

(例)

- ★マスク、消毒液、非接触式検温計等の衛生用品の購入費
- ★ソーシャルディスタンスを確保するための客席の間仕切り設置費
- ★オフィス内の事務机へのアクリルボードの設置費
- ★3密回避等の新しい生活様式を啓発するポスター製作費

対象外経費

- ×感染防止対策に関係がないもの
- ×汎用性が高く、目的外で使用可能なもの
- ×その他補助金の性質や趣旨、目的に照らして適当でないもの



お問合せ

浅口市事業者応援補助金係 (浅口市産業振興課内)

☎電話：0865-44-9035 受付時間：平日9時～17時

手続の流れ (県補助金、市上乗せ補助金)

- 1 感染症拡大防止対策を実施し、支払い及び納品を完了させます。
- 2 県補助金の交付申請をします。
- 3 県補助金の交付決定を受けたら、市上乗せ補助金の交付申請をします。

市産業振興課と浅口商工会では、事業者の皆さんの感染症拡大防止対策や県・市補助金申請についての**事前相談・申請サポートを行っています**ので、ぜひご利用・ご相談ください。

浅口商工会本部 ※要予約 ☎電話44-3211 (平日9時～17時)
市役所本庁産業振興課 ☎電話44-9035 (平日9時～17時)

市上乗せ補助金

※県補助金については中面をご覧ください。

対象者	次のすべてに該当する法人及び個人事業者 ●浅口市内に事業所等を有する者 ●県補助金の交付決定を受けた者 ●暴力団及びその構成員等ではない者 ●市税を滞納していない者
対象経費	市内の事業所等に対して実施される感染症拡大防止対策に要する経費 (県補助金の補助対象経費として認められたものに限る)
補助額	補助率10分の10、上限20万円(1事業者につき1回限り)
申請期間	令和2年9月1日から令和3年2月5日まで(ただし、令和3年2月5日までに県補助金申請を行っている場合は、県補助金交付決定の日から起算して15日後まで申請できます。)
市上乗せ補助金の申請に必要な書類	<ol style="list-style-type: none">1 浅口市新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書 1、2の様式は市ホームページからダウンロードできます。2 誓約書3 市税の完納証明書4 県補助金交付決定及び額の確定通知書の写し5 支払・成果を証する書類 経費明細書、及び支払日、品目、金額等がわかる領収書等、設備設置・工事を行った場合は写真等(いずれも県申請提出書類の写しで可)6 営業活動を証する書類の写し 法人：履歴事項全部証明書、直近の法人税の確定申告書別表一等のいずれか 個人：直近の所得税の確定申告書第一表、営業許可書、開業届等のいずれか7 市内に事業所等を有することが確認できる書類の写し ※市外に本社等がある法人又は市外に在住の個人事業者のみ 法人：直近の法人市町村民税の確定申告書第二十号様式 個人：固定資産税評価証明書、不動産賃貸借契約書等のいずれか8 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し)9 本人確認書類の写し ※個人事業者のみ 運転免許証、マイナンバーカード等 市上乗せ補助金の申請に必要な書類には、県補助金の申請に必要な書類と重複しているものが多くあります。(上記の5～9など) 県補助金申請の前に、申請書類一式の写し(コピー)を取っておいてください。
申請方法	郵送
申請先	〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050 浅口市産業振興課事業者応援補助金係あて
	窓口提出
	本庁産業振興課(受付時間：平日9時から17時まで)